

2014 年 6 月 12 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—産業政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 330 号 ）

商務部反壟断局（独占禁止局）、 経営者集中申告の指導意見を公布 申告要求や判断基準の明確化を図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部反壟断局（独占禁止局）は 2014 年 6 月 6 日、『経営者集中申告に関する指導意見』（以下『指導意見』という）を公布しました。2009 年 1 月に公布した『経営者集中申告に関する指導意見』の改訂版で、独占禁止に係る経営者集中取引の申告要求や判断基準の明確化を図っています。

本稿では、この『指導意見』や『経営者集中申告標準に関する規定』（国务院令第 529 号、以下『規定』という）、『経営者集中申告弁法』（商務部令 2009 年第 11 号、以下『弁法』という）をもとに経営者集中申告の規定内容を再確認します。

□ 営業額は関連企業で合算

経営者集中審査とは、合併や買収等の「経営者の集中」が発生する取引が市場競争を排除・制限するおそれがないかを判断する、『独占禁止法』（主席令第 68 号）に定める行政手続です。経営者集中取引が図表 1 の基準に達している場合、経営者は集中取引の協議書締結後、集中取引の実行前に、商務部反壟断局に経営者集中申告を行わなければなりません（『指導意見』第 14 条）。

【図表 1】経営者集中の申告基準

経営者集中に当たる状況	申告が必要となる営業額基準
✓ 経営者が合併すること ✓ 経営者が持分もしくは資産取得の方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得すること ✓ 経営者が契約等の方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得する、もしくはその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができること （『独占禁止法』第 20 条、『規定』第 2 条、『弁法』第 3 条、『指導意見』第 1 条）	✓ 集中に参加するすべての経営者の前会計年度のグローバル範囲での営業額の合計が 100 億元を超え、かつ少なくとも 2 名の経営者の前会計年度の中国国内での営業額が共に 4 億元を超える場合 ✓ 集中に参加するすべての経営者の前会計年度の中国国内での営業額の合計が 20 億元を超え、かつ少なくとも 2 名の経営者の前会計年度の中国国内での営業額が共に 4 億元を超える場合 （『規定』第 3 条、『指導意見』第 2 条）

ただし、右囲みのどちらかの状況に当たる場合は、申告を行う必要がありません（『独占禁止法』第22条、『指導意見』第25条）。いずれの状況もグループ内の再編であり、市場競争を排除・制限するおそれがないと判断できるためです。また、合併

経営者集中申告が不要となる状況

- ✓ 集中に参加する1名の経営者が、その他の各経営者の50%以上の表決権を有する持分もしくは資産を擁している場合
- ✓ 集中に参加する各経営者の50%以上の表決権を有する持分もしくは資産が、同一の集中に参加しない経営者に擁されている場合

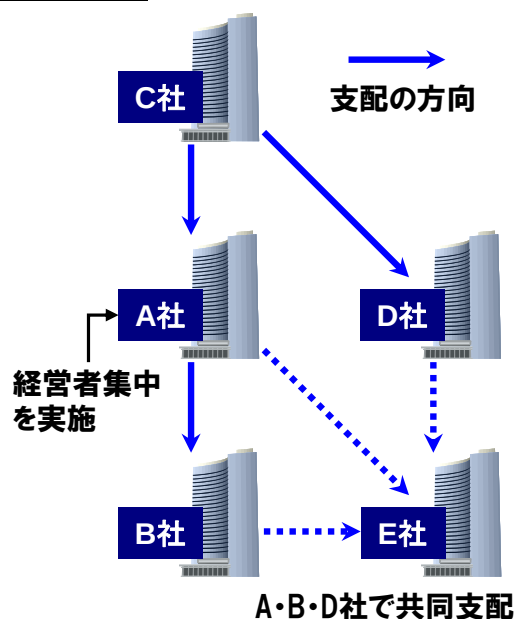
（『独占禁止法』第22条、『指導意見』第25条）

企業を新設する経営者集中取引において、2社以上の経営者が合併企業を共同支配する場合は経営者集中に当たり、1社の経営者のみが支配する場合は経営者集中に当たらないとしています（『指導意見』第4条）。

経営者の営業額の計算に当たっては、集中に参加する当該企業の営業額だけでなく、図表2のように関連企業の営業額も合算する必要があります（『弁法』第5条・第6条、『指導意見』第6条）。また、実際の営業額は「関連経営者の前会計年度内における製品の販売およびサービスの提供で獲得した収入を含み、関連税金およびその付加部分を控除」します（『弁法』第4条、『指導意見』第5条）。なお、「中国国内での営業額」には中国から輸出した製品・サービスの営業額を含めず、「グローバル範囲での営業額」には「中国国内での営業額」を含めるとしています（『指導意見』第5条）¹。

【図表2】経営者の営業額の合算方法

営業額に合算する関連企業	✓ 集中に参加する経営者（A社） ✓ A社が直接的、間接的に支配する企業（B社） ✓ A社を直接的、間接的に支配する企業（C社） ✓ C社が直接的、間接的に支配する企業（D社） ✓ A社～D社の2社以上が共同支配する企業（E社） 集中に参加する経営者の営業額 $= A社 + B社 + C社 + D社 + E社$
営業額の合算条件	✓ A社～E社の間で発生する関連取引の営業額を控除する ✓ 前年度あるいはそれ以前に売却し、もはや支配権を有しない企業の営業額を控除する ✓ 集中に参加する経営者間で、あるいは集中に参加する経営者と参加しない企業との間で共同支配している被支配企業の営業額は、被支配企業と第三者との営業額を合算する（1度だけ計算に加える） ✓ 集中に参加する経営者間共同支配している被支配企業の営業額は、経営者、経営者と支配関係を有する企業との間で発生する営業額を控除する ✓ A社が2社以上の企業に共同支配されている場合、すべての支配企業の営業額を合算する



（『弁法』および『指導意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 金融業の営業額は、『金融業経営者集中申告営業額計算弁法』に基づいて計算します。

1 社あるいは複数社を一部買収する経営者集中取引で、売却側が売却後に支配権を喪失する場合、その営業額は集中に関わる部分のみを計算します（『弁法』第7条、『指導意見』第7条）。このうち、資産売却の場合は資産から発生する営業額のみを計算し、持分の一部あるいはすべてを売却する場合は持分企業の営業額を計算します（『指導意見』第7条）。

注意しなければならないのは、同一の経営者間で2年以内に実施した申告基準に達しない複数回の経営者集中取引を1回の取引とみなし、その営業額は複数回の取引における営業額を合算するとの規定があります（『弁法』第7条、『指導意見』第8条）。これは、経営者が故意に取引を複数回に分けて規制を回避することを防ぐ狙いがあります。このため、営業額が申告基準に達していない取引であっても、過去の取引との合算で申告が必要となるケースがあります。

『指導意見』は、経営者が他の経営者の支配権を取得したかどうか、すなわち経営者集中に当たるかどうかを判断する基準を明確化しています（第3条）。集中取引の協議書や被支配企業の会社定款は支配権取得の有無の重要な証拠となるものの、それが唯一の判断基準ではないとしています。その上で、支配権取得の判断には主に右囲みの要素を考慮するとしています。なお、経営者が支配している経営者を通じて他の経営者の支配権を間接的に取得した場合も、支配権の取得に当たることになります。

□ 事前面談の方法も明確化

集中取引を実施する経営者は、経営者集中申告を提出する前、あるいは提出後の反壟断局が立案審査に入る前に、反壟断局に事前面談を申請し、申告に関するアドバイスを受けることができます（『指導意見』第9条）。ただし、面談に関わる取引は「真実」で「相対的に確定」していなければなりません（第11条）。なお、申請は書面で行う必要があります（『弁法』第8条、『指導意見』第10条）。

経営者集中の申告義務は、企業合併を行う場合には各当事者に、その他の場合

支配権取得の判断基準

- ✓ 取引の目的および将来の計画
- ✓ 取引前後の他の経営者の持分構造およびその変化
- ✓ 他の経営者の株主大会の表決事項およびその表決メカニズム、ならびにその過去の出席率および表決状況
- ✓ 他の経営者の董事会もしくは監事会の構成およびその表決メカニズム
- ✓ 他の経営者の高級管理人員の任免等
- ✓ 他の経営者の株主、董事間の関係に、投票権行使の委託、一致行動人等が存在しているか否か
- ✓ 経営者和其他の経営者に重大な商業関係、協力協議等が存在しているか否か

（『指導意見』第3条）

【図表3】事前面談の申請方法と内容

事前面談の申請に必要な情報	✓ 取引概況、取引各当事者の基本情報等の文書 ✓ 商談予定の問題 ✓ 商談参加者の氏名、国籍、単位、職務 ✓ 希望する商談日時 ✓ 連絡担当者とその連絡方式等
事前面談で取り上げることができる問題	✓ 申告の必要性について（取引が経営者集中に当たるか否か、申告基準に達しているか否か等） ✓ 提出が必要な申告書類について（情報の種類、形式、内容、詳細度等） ✓ 具体的な法律・事実問題について（関連商品市場・地域市場の画定方法、簡易案件の適用標準に合致しているか否か等） ✓ 申告・審査手順について（申告時期、申告義務者、申告・審査期限、簡易案件・非簡易案件の申告手順、審査手順等） ✓ その他の関連問題について（未申告の問題が存在するか否か等）

（『指導意見』第10条、第11条）

には支配権を取得する経営者側に存在します（『弁法』第9条、『指導意見』第13条）。1件の取引で申告義務を負う経営者が2社以上存在する場合、そのうちの1社が代表して申告することもできます（『指導意見』第13条）。ただし、その代表1社が申告しなかった場合にも、その他の申告義務者の義務が免除されるわけではないことに注意が必要です。

『指導意見』が明記する申告の必要書類は、右囲みのとおりです（第20条）。申告者は、商務部反壟断局のサイトから専用ソフト²をダウンロードし、『経営者集中独占禁止審査申告表』あるいは『経営者集中簡易案件独占禁止審査申告表』を選択して記入する必要があります（第17条）。また、申告者は集中取引のフィージビリティスタディ報告、デューデリジェンス報告、業界発展研究報告、政府主管部門の意見書等の補充資料を自発的に提出して、反壟断局が行う審査の迅速化につなげることができます（第21条）。

申告書類は、商務部行政事務サービスセンターを通じて反壟断局に提出します。提出に当たっては、紙ベースの文書に加えて、電子ファイルも用意しなければなりません（『弁法』第12条、『指導意見』第22条）。また、申告書類は秘密保持バージョンと公開バージョンに分け、秘密保持を要する部分に注記を付けておく必要があります（『弁法』第12条、『指導意見』第24条）。

経営者集中申告の必要書類

- ✓ 申請書（集中に参加する経営者の名称・住所・経営範囲・集中実施予定日を明記）、申請人の身分証明・登録登記証明（国外の申請人は当該国公証機関の公証文書および関連認証文書も提出、代理人が申請する場合は申請人が署名した授權委託書も提出）
- ✓ 集中による関連市場の競争状況に対する影響の説明（集中取引の概況、集中の動機・目的・経済合理性分析、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェアと市場支配力、市場の主要競争者とその市場シェア、市場集中度、市場参入状況、業界発展の現状、集中による市場競争構造・業界発展・技術進歩・国民経済発展・消費者・その他の経営者に対する影響等）
- ✓ 集中取引協議（契約書、協議書等）
- ✓ 集中に参加する経営者の前会計年度の財務会計報告（会計士事務所の監査を経たもの）
- ✓ 反壟断局が提出を要求するその他の文書

（『指導意見』第20条）

*

商務部の発表によると、2013年の経営者集中案件の申告受理件数は224件、うち立案件数は212件で、審査を終了した207件のうち、4件を条件付きで、残りを無条件で批准しています。また、2008年8月の『独占禁止法』施行以来、2013年末までの累計で申告受理件数は866件、立案件数は797件、審査終了件数は740件に上っており、審査終了案件のうち、無条件批准が717件（審査終了件数全体の97%）、条件付批准が22件、禁止が1件という結果になっています。

商務部は近年、経営者集中関連規定の整備を進めるとともに、未申告案件に対する取締りを強化しています。今年3月には、2014年5月1日以降に立案調査した未申告案件を商務部のウェブサイト上で公開する方針を発表³。通報ホットラインを設け、申告せずに実施した疑いのある経営者集中案件に関する情報の受付を開始しています。

規定整備の面では、2014年2月11日付で『経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定』（商務部

² 《经营者集中反垄断审查申报表》软件客户端 <http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xgxz/201310/20131000358740.shtml>

³ 5月1日以前の案件についても行政処罰の対象外となるわけではありませんが、商務部は処罰の決定を主体的には公開しない方針です。

公告 2014 年第 12 号) を公布し、簡易案件の適用基準やその手続方法を明確化しています⁴。4 月 18 日には『経営者集中簡易案件申告に関する指導意見(試行)』(以下『簡易案件指導意見』という)も公開、ウェブサイト上で簡易案件の開示を始めています。今年はさらに、『経営者集中における付加制限性条件に関する規定』の制定と『経営者集中審査弁法』の改定を完了させる方針です。

『指導意見』と『簡易案件指導意見』の詳細については、6 ページからの日本語仮訳および 17 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

⁴ 経営者集中簡易案件の適用条件については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 303 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.303.pdf

(日本語仮訳)

商務部反壟断局 経営者集中申告に関する指導意見

『中華人民共和国独占禁止法』(以下『独占禁止法』という)、『国務院による経営者集中申告標準に関する規定』(以下『規定』という)および『経営者集中申告弁法』(以下『弁法』という)等の関連法律・法規に基づき、申告標準に達する経営者集中について、経営者は事前に商務部に申告しなければならない、申告しない場合は集中を実施してはならない。経営者申告を利便化するため、商務部反壟断局は 2009 年 1 月 5 日公布の『経営者集中申告に関する指導意見』に対して改定を行った。ここに公布し、経営者の参考に供する。

第1条 本指導意見がいう経営者集中とは、『独占禁止法』第 20 条が規定する以下の状況を指す。

- (1) 経営者が合併すること、
- (2) 経営者が持分もしくは資産取得の方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得すること、
- (3) 経営者が契約等の方式を通じてその他の経営者に対する支配権を取得する、もしくはその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができること。

第2条 本指導意見がいう申告標準とは、『規定』第 3 条が規定する以下の標準を指す。

- (1) 集中に参加するすべての経営者の前会計年度のグローバル範囲での営業額の合計が 100 億人民元を超え、かつそのうち少なくとも 2 名の経営者の前会計年度の中国国内での営業額が共に 4 億人民元を超える場合、
- (2) 集中に参加するすべての経営者の前会計年度の中国国内での営業額の合計が 20 億人民元を超え、かつそのうち少なくとも 2 名の経営者の前会計年度の中国国内での営業額が共に 4 億人民元を超える場合。

第3条 経営者集中が指す支配権には、単独支配権および共同支配権を含む。

経営者が取引を通じてその他の経営者に対する支配権を取得した、もしくはその他の経営者に対して決定的な影響を与えることができた(支配権および決定的な影響は以下「支配権」という)か否かの判断は、大量の法律および事実の要素によって決まる。集中協議およびその他の経営者の定款は重要な判断依拠であるが、唯一の依拠ではない。集中協議および定款から支配権の取得を判断できないが、その他の持分分散等の原因により、實際上、当該経営者に事実上の経営権を付与している場合も、経営者集中が指す支配権の取得に属する。経営者が取引を通

じてその他の経営者の支配権を取得したか否かの判断は通常、以下を含むがこれに限らない要素を考慮する。

- (1) 取引の目的および将来の計画、
- (2) 取引前後のその他の経営者の持分構造およびその変化、
- (3) その他の経営者の株主大会の表決事項およびその表決メカニズム、ならびにその過去の出席率および表決状況、
- (4) その他の経営者の董事会もしくは監事会の構成およびその表決メカニズム、
- (5) その他の経営者の高級管理人員の任免等、
- (6) その他の経営者の株主、董事間の関係に、投票権行使の委託、一致行動人等が存在しているか否か、
- (7) 当該経営者とその他の経営者に重大な商業関係、協力協議等が存在しているか否か。

支配権の取得は、経営権が直接的に取得することができ、それがすでに支配している経営者を通じて間接的に取得することもできる。

第4条 合併企業の新設について、少なくとも2名の経営者が共同で当該合併企業を支配する場合、経営者集中を構成する。1名の経営者のみが当該合併企業を単独支配し、その他の経営者に支配権がない場合、経営者集中を構成しない。

第5条 営業額は、関連経営者の前会計年度内における製品の販売およびサービスの提供で獲得した収入を含み、関連税金およびその付加部分を控除する。

本指導意見第2条がいう「中国国内での」とは、経営者の製品およびサービスの購入側の所在地が中国国内にあることを指す。経営者が中国以外の国家もしくは地域から中国に輸出した場合を含むが、それが中国から中国以外の国家もしくは地域に輸出した製品もしくはサービスを含まない。

本指導意見第2条がいう「グローバル範囲での」とは、中国国内での営業額を含む。

金融業の営業額の計算は、『金融業経営者集中申告営業額計算弁法』に基づき執行する。

第6条 集中に参加する単独の経営者の営業額は、下記の経営者の営業額の総和でなければならない。

- (1) 当該の単独の経営者、
- (2) 第(1)項が指す経営者が直接的もしくは間接的に支配するその他の経営者、

- (3) 直接的もしくは間接的に第(1)項が指す経営者を支配するその他の経営者、
- (4) 第(3)項が指す経営者が直接的もしくは間接的に支配するその他の経営者、
- (5) 第(1)から第(4)項が指す経営者のうち2名もしくは2名以上の経営者が共同支配するその他の経営者。

集中に参加する単独の経営者の営業額は、上述(1)から(5)項が列挙する経営者間で発生した営業額を含まず、それが前会計年度もしくはそれ以前に売却した、もしくはもはや支配権を有しない経営者の営業額も含まない。

集中に参加する単独の経営者の間で、もしくは集中に参加する経営者および集中に参加しない経営者の間で共同支配するその他の経営者を有する場合、集中に参加する単独の経営者の営業額は、共同支配される経営者と第三者の経営者の間の営業額を含めなければならない、かつこの営業額は1回だけ計算する。

集中に参加する単独の経営者の間で共同支配するその他の経営者がある場合、集中に参加するすべての経営者の合計営業額は、共同で支配される経営者とそれを共同支配するいかなる1名の集中に参加する経営者、もしくは後者と支配関係を有する経営者の間で発生した営業額を含めてはならない。

集中に参加する経営者が2名もしくは2名以上の経営者に共同支配されている場合、その営業額はすべての支配側の営業額を含めなければならない。

第7条 1件の集中に参加する経営者が1名もしくは複数の経営者の一部分の買収を含むとき、売却側が取引後に売却された部分に対してもはや支配権を擁しないとき、売却側については、集中に係わる部分の営業額だけを計算する。

上述の規定は、主に2種類の状況を含む。一つ目は、資産を売却する状況において、売却側が売却される資産に対してもはや支配権を擁しない場合、当該資産により発生する営業額のみを計算する。二つ目は、目標会社の全部もしくは一部の持分を売却する状況において、売却側が取引完成後に目標会社に対してもはや支配権を擁しない場合、当該目標会社の営業額のみを計算する。

第8条 同一の経営者の間で2年以内に複数回実施する申告標準に達しない経営者集中は、一度の集中取引とみなさなければならない、集中発生時期は最後の1度の取引から計算し、当該経営者集中の営業額は複数回取引を合併計算しなければならない。経営者がそれと支配関係を有するその他の経営者を通じて実施する上述の行為は、本条項に基づき処理する。

第9条 反壟断局が立案審査を決定するまで、経営者はすでに申告した、もしくは申告予定の経営者集中について、反壟断局に商談を申請することができる。反壟断局は、商談申請側が提供する情報に基づき、それが関心を持つ問題について指導意見を提供する。

商談は、経営者集中申告の必須手順ではなく、経営者は自ら商談を申請するか否かを決定する。

第10条 商談申請は、書面方式でファックス、郵送等の方式を通じて反壟断局に提出しなければならない。商談申請には、以下のような内容を含めなければならない。

- (1) 取引概況、取引各当事者の基本情報等の文書および資料、
- (2) 商談予定の問題、
- (3) 商談参加人員の氏名、国籍、単位および職務、
- (4) 提案する商談日時、
- (5) 関係者およびその連絡方式等。

第11条 商談に係わる取引は、真実および相対的に確定していなければならない、かつ商談予定の問題は申告予定もしくはすでに申告した集中と直接関係していなければならない。商談の問題は、以下を含むことができる。

- (1) 取引は申告が必要か否か。関連取引が経営者集中に属しているか否か、申告標準に達しているか否か等を含む。
- (2) 提出が必要な申告文書・資料。申告文書・資料の情報種類、形式、内容および詳細度等。
- (3) 具体的な法律および事実問題。関連商品市場および関連地域市場をどのように画定するか、『経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定』に合致しているか否か等を含む。
- (4) 申告および審査手順についての指導の提供。申告の時期、申告義務者、申告および審査の期限、簡易案件の申告手順、非簡易案件の申告手順、審査手順等を含む。
- (5) その他の関連問題。例えば、取引に法に基づき申告していない問題が存在するか否か等。

第12条 反壟断局は、商談申請を受け取った後、案件の具体的な状況および商談予定の問題に基づき、商談を手配するか否か、およびどのように商談を手配するかを確定する。

商談申請の内容が完全でない場合、反壟断局は経営者に補充資料の提出を要求することができる。経営者は、反壟断局が規定する期間内に補充提出しなければならない。

第13条 合併方式を通じて実施する経営者集中は、合併に参加する各経営者が申告する。その他の方式

の経営者集中は、支配権を取得する経営者が申告し、その他の経営者は協力を行う。

同一案件において、申告義務を有する経営者が2名もしくは2名以上のとき、そのうち1名の経営者が申告に責任を負うことを約定することができ、共同申告することもできる。1名の経営者による申告を約定して申告しない場合、申告義務を有するその他の経営者は上述の約定により法に基づき申告する法律責任を減免されない。

申告義務者が集中申告を行わない場合、集中に参加するその他の経営者は申告を提出することができる。

第14条 申告者は、集中協議の締結後、集中の実施前に商務部に申告しなければならない。

株式公開買付方式で上場会社を買収する場合、すでに公告した買付買収報告書はすでに締結した集中協議とみなすことができる。

第15条 申告者は、『独占禁止法』第23条の規定に合致する申告文書、資料を提出できた後で、申告を提出しなければならない。

申告者は、申告文書、資料を商務部行政事務サービスセンター経由で反壟断局に提出し、行政サービスセンターは申告者に『商務部行政事務サービスセンター申告手続事項受理表』を発行する。受理表は、すでに申告資料を受け取ったことのみを表し、反壟断局がすでに立案審査したことを表さない。

第16条 反壟断局は、申告者が提出した文書、資料に対して確認を行う。

申告者が提出した文書、資料が完備していない、完全でない、もしくは不正確である場合、反壟断局が規定する期間内に補充、修正、明確化および説明しなければならない。

反壟断局は、確認後、申告文書、資料（補充の文書、資料を含む）が『独占禁止法』第23条の規定に合致していると認識した場合、立案審査し、合わせて行政サービスセンター経由で申告者に立案通知を届けなければならない。

第17条 申告者は、『経営者集中独占禁止審査申告表』クライアント申告ソフトウェアを通じて、『経営者集中独占禁止審査申告表』もしくは『経営者集中簡易案件独占禁止審査申告表』を選択記入して申告文書を編集しなければならない。当該クライアント申告ソフトウェアは商務部反壟断局のウェブサイト（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）からダウンロードすることができる。

第18条 申告後に申告者が知った、もしくは知ったはずの重大な変化が発生した、または開示すべき新たな状況が発生した場合、申告者は遅滞なく書面で反壟断局に通知しなければならない。

申告後に実質的な変化が発生した取引について、申告者は当該取引を1回の新たな集中としてあらためて申告しなければならない。

第19条 以下のいずれかの状況に合致する場合、申請者は書面で申告の撤回を申請することができる。

- (1) 取引が経営者集中に属さない場合、
- (2) 集中が申告標準に達していない場合、
- (3) 集中が本指導意見第25条の規定に合致している場合、
- (4) 集中に実質的な変化が発生し、あらためて申告する必要がある場合、
- (5) 集中の各当事者が取引を放棄した場合。

上述の状況に合致する取引について、反壟断局は確認後に書面でその撤回に同意しなければならない。

第20条 申告の文書、資料は、以下のような内容を含めなければならない。

- (1) 申告書。申告書は、集中に参加する経営者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定日を記載しなければならない。申告者の身分証明もしくは登録登記証明について、国外申告者は当地の関連機関が発行する公証および認証文書を提出しなければならない。代理人に委託して申告する場合、申告者の署名を経た授權委託書を提出しなければならない。
- (2) 集中の関連市場の競争状況に対する影響の説明。集中取引の概況、集中の動機・目的および経済合理性分析、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェアおよびその市場に対する支配力、主要競争者およびその市場シェア、市場集中度、市場参入、業界発展の現状、集中の市場競争構造・業界発展・技術進歩・国民経済発展・消費者およびその他の経営者に対する影響等。
- (3) 集中協議。協議書、契約および相応の補充文書等、各種形式の集中協議文書を含む。
- (4) 集中に参加する経営者の会計士事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告。
- (5) 反壟断局が提出を要求するその他の文書・資料。

第21条 本指導意見第20条が提出を要求する文書、資料を除き、申請者は自発的に反壟断局が当該集中に対して行う審査および下す決定に助けとなるその他の文書、資料を提出することができ、例えば地方政府および主管部門等の関連方面の意見、集中協議を支持する各種報告で、集中取引のフィージビリティスタディ報告、デューデリジェンス報告、業界発展研究報告、集中目論見

報告および取引後の発展見通し・予測報告等を含む。

第22条 申告者は、紙ベースの申請文書、資料を提出すると同時に、内容が同一の光学ディスク電子文書を提出しなければならない。紙ベースの申請文書、資料は、合理的に編集・装丁しなければならない。添付形式で提出する文書・資料は、添付目録を提供し、探しやすい方式で添付1件ごとの名称および位置を表記しなければならない。電子文書は、合理的に組織して検索・閲覧を便利にしなければならない。

第23条 申告者は、中国語で執筆した文書、資料を提出しなければならない。文書、資料の原文が外国語で書かれている場合、中国語翻訳文書および外国語原本を提出しなければならない。文書、資料が副本、コピーもしくはファックスである場合、反壟断局の要求に基づき原本を提示して検証に供さなければならない。

関連外国語文書、資料が比較的長い場合、申請者は中国語の摘要および外国語原本を提出することができる。反壟断局は、業務の必要に基づき申告者に全部の文書の中国語翻訳文書を補充提出するよう要求することができる。

申告文書、資料における外国会社等の外国語固有名詞は、中国翻訳名を提出しなければならない。

第24条 申告者は、申告文書、資料の書面の機密保持バージョンおよび公開バージョン、ならびに上述の全部の内容を含む電子光学ディスク各1セットを同時に提出しなければならない。申請者は、申告文書、資料における商業秘密およびその他の秘密保持が必要な情報に対して注記を行わなければならない。

第25条 経営者集中に以下のいずれかの状況がある場合、商務部に申告しなくてもよい。

- (1) 集中に参加する1名の経営者が、その他の各経営者の50%以上の表決権を有する持分もしくは資産を擁している場合、
- (2) 集中に参加する各経営者の50%以上の表決権を有する持分もしくは資産が、同一の集中に参加しない経営者に擁されている場合、

第26条 簡易案件の申告は、『経営者集中簡易案件申告に関する指導意見（試行）』を参照する。

第27条 申告者が故意に重要情報を隠匿した、関連資料、情報の提供を拒絶した、もしくは虚偽の資料、情報を提供した場合、反壟断局は立案しないことができ、すでに立案した場合は関連立案の決

定を取り消すことができ、合わせて『独占禁止法』第 52 条の規定に基づき関連経営者もしくは個人の法律責任を追及することができる。

第28条 経営者は、自ら商談、申告することができ、法に基づきその他の者に代理を委託することもできる。

経営者がその他の者に代理を委託する場合、授權委託書を発行しなければならない。

第29条 経営者集中が申告標準に達せず、経営者が自発的に申告した場合、反壟断局は申告文書、資料を受け取った後に確認を経て立案する必要があると認識した場合、『独占禁止法』の規定に基づき立案審査を行って決定を下さなければならない。

前項がいう申告および立案審査の期間、集中に参加する経営者は自らその取引の実施を一時停止するか否かを決定し、合わせて相応の結果を負うことができる。

第30条 反壟断局は、経営者集中の商談および申告業務手続において知った商業秘密およびその他の秘密保持が必要な情報に対して秘密保持の義務を負う。

（日本語仮訳）

商務部反壟断局 経営者集中簡易案件申告に関する指導意見（試行）

経営者申告を利便化するため、商務部反壟断局は『中華人民共和国独占禁止法』および商務部による『経営者集中簡易案件適用標準に関する暫定規定』（以下『規定』という）等の規定に基づき、本指導意見（試行）を制定した。経営者が経営者集中簡易案件を申告するときの参考に供する。

第1条 正式な申告前に、経営者は申告予定の取引が簡易案件標準に合致しているか否か等の問題について、反壟断局に商談を申請することができる。商談申請は、書面方式でファックス、郵送、担当者による逕送等の方式を通じて提出しなければならない。

商談は、経営者集中申告の必須手順ではなく、経営者は自ら商談を申請するか否かを決定する。

第2条 簡易案件標準に合致している経営者集中について、申告者は簡易案件申告として申請することができる。申告者が申請しない場合、非簡易案件申告としなければならない。

第3条 申告の文書、資料は、以下のような内容を含む。

- (1) 申告書。申告書は、集中に参加する経営者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定日を記載しなければならない。申告者の身分証明もしくは登録登記証明について、国外申告者は当地の関連機構が発行する公証および認証文書を提出しなければならない。集中を代理人に委託して申告する場合、申告者の署名を経た授權委託書を提出しなければならない。
- (2) 集中の関連市場の競争状況に対する影響の説明。集中取引の概況、関連市場の画定、集中に参加する経営者の関連市場における市場シェア、主要競争者およびその市場シェア、集中による関連市場の競争状態に対する影響の効果評価および依拠等。
- (3) 集中協議。協議書、契約および相応の補充文書等、各種形式の集中協議文書を含む。
- (4) 集中に参加する経営者の会計士事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告。
- (5) 反壟断局が提出を要求するその他の文書・資料。

第4条 申告者は、『経営者集中独占禁止審査申告表』クライアント申告ソフトウェアを通じて、『経営者集中簡易案件独占禁止審査申告表』（付属文書1）を選択記入して申告文書を編集することができる。当該クライアント申告ソフトウェアは商務部反壟断局のウェブサイト（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）からダウンロードすることができる。

第5条 申告者は、商務部行政事務サービスセンターを通じて反壟断局に申告文書、資料を提出しなけ

ればならない。

行政サービスセンターは、申告文書、資料を受け取った後、『経営者集中独占禁止申告情報登記表』を発行するが、登記表は申告文書、資料が『独占禁止法』第23条の規定する要求に合致していることを表さない。

第6条 申告者は、申告文書・資料の機密保持バージョンおよび公開バージョンを同時に提出しなければならない。申告者は、申告文書・資料における商業秘密に対して注記を行わなければならない。

第7条 申請資料の確認を経て、簡易案件標準に合致している経営者集中について、反壟断局は簡易案件に基づき立案する。簡易案件標準に合致しない経営者集中について、申告者は非簡易案件にもとづきあらためて申告しなければならない。

申告者が提出した文書、資料が揃っていない、完全でない、もしくは不正確である場合、反壟断局が規定する期限内に補充、修正、明確化および説明しなければならない。

第8条 申告者は、申告時に『経営者集中簡易案件公示表』（以下『公示表』という、付属文書2を参照）。

簡易案件の立案後、反壟断局は申告者の『公示表』に対して商務部反壟断局のウェブサイト（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）で公示を行う。公示期間は10日とする。

第9条 公示期間内に、いかなる単位および個人（第三者）も当該案件が簡易案件と認定されるべきか否かに対して反壟断局に書面意見を提出することができる。第三者は、公示案件が簡易案件と認定されるべきではないと認識した場合、公示期間内に反壟断局に異議を提出し、合わせて関連証拠および連絡方法を提供しなければならない。

反壟断局は、第三者の意見および証拠に対して確認を行わなければならない。連絡方法を提供しない、または虚偽の連絡方法を提供し、意見および証拠を確認できない場合、反壟断局は証拠として認めない。

反壟断局は、審査時に『規定』に基づき簡易案件と認定すべきではないことを発見した場合、簡易案件認定を取り消し、合わせて申請人に非簡易案件に基づきあらためて申告するよう要求しなければならない。

第10条 反壟断局は、立案前に簡易案件申請を撤回予定である、または立案後に簡易案件認定を取消す

定であるとき、申告者の意見を聴取し、合わせてそれが提出する事実、理由および証拠に対して確認を行わなければならない。

第11条 申告者が重要な状況を隠匿した、または虚偽資料、誤解を招く情報を提供した場合、反壟断局は申告者に非簡易案件に基づきあらためて申告するよう命令し、合わせて『独占禁止法』第52条の規定に基づき関連経営者もしくは個人の法律責任を追及することができる。

付属文書1：経営者集中簡易案件独占禁止審査申告表〔略〕

付属文書2：経営者集中簡易案件公示表〔略〕

(中国語原文)

商务部反垄断局 关于经营者集中申报的指导意见

依据《中华人民共和国反垄断法》（以下简称《反垄断法》）、《国务院关于经营者集中申报标准的规定》（以下简称《规定》）和《经营者集中申报办法》（以下简称《办法》）等相关法律法规，达到申报标准的经营者集中，经营者应当事先向商务部申报，未申报的不得实施集中。为方便经营者申报，商务部反垄断局对于其于 2009 年 1 月 5 日公布的《关于经营者集中申报的指导意见》进行了修订，现予以公布，供经营者参考。

第一条 本指导意见所称经营者集中，是指《反垄断法》第 20 条所规定的下列情形：

- （一）经营者合并；
- （二）经营者通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权；
- （三）经营者通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。

第二条 本指导意见所称申报标准，是指《规定》第三条所规定的下列标准：

- （一）参与集中的所有经营者上一会计年度在全球范围内的营业额合计超过 100 亿元人民币，并且其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过 4 亿元人民币；
- （二）参与集中的所有经营者上一会计年度在中国境内的营业额合计超过 20 亿元人民币，并且其中至少两个经营者上一会计年度在中国境内的营业额均超过 4 亿元人民币。

第三条 经营者集中所指的控制权，包括单独控制权和共同控制权。

判断经营者是否通过交易取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响（控制权和决定性影响以下统称为“控制权”），取决于大量法律和事实因素。集中协议和其他经营者的章程是重要判断依据，但不是唯一的依据。虽然从集中协议和章程中无法判断取得控制权，但由于其他股权分散等原因，实际上赋予了该经营者事实上的控制权，也属于经营者集中所指的控制权取得。判断经营者是否通过交易取得其他经营者的控制权，通常考虑包括但不限于下列因素：

- （一）交易的目的和未来的计划；
- （二）交易前后其他经营者的股权结构及其变化；

- (三) 其他经营者股东大会的表决事项及其表决机制，以及其历史出席率和表决情况；
- (四) 其他经营者董事会或监事会的组成及其表决机制；
- (五) 其他经营者高级管理人员的任免等；
- (六) 其他经营者股东、董事之间的关系，是否存在委托行使投票权、一致行动人等；
- (七) 该经营者与其他经营者是否存在重大商业关系、合作协议等。

控制权取得，可由经营者直接取得，也可通过其已控制的经营者间接取得。

第四条 对于新设合营企业，如果至少有两个经营者共同控制该合营企业，则构成经营者集中；如果仅有一个经营者单独控制该合营企业，其他的经营者没有控制权，则不构成经营者集中。

第五条 营业额包括相关经营者上一会计年度内销售产品和提供服务所获得的收入，扣除相关税金及其附加。

本指导意见第二条所称“在中国境内”，是指经营者产品或服务的买方所在地在中国境内。包括经营者从中国之外的国家或地区向中国的出口，但不包括其从中国向中国之外的国家或地区出口的产品或服务。

本指导意见第二条所称“在全球范围内”，包括在中国境内的营业额。

金融业营业额的计算，按照《金融业经营者集中申报营业额计算办法》执行。

第六条 参与集中的单个经营者的营业额应当为下述经营者的营业额总和：

- (一) 该单个经营者；
- (二) 第（一）项所指经营者直接或间接控制的其他经营者；
- (三) 直接或间接控制第（一）项所指经营者的其他经营者；
- (四) 第（三）项所指经营者直接或间接控制的其他经营者；
- (五) 第（一）至（四）项所指经营者中两个或两个以上经营者共同控制的其他经营者。

参与集中的单个经营者的营业额不包括上述（一）至（五）项所列经营者之间发生的营业额，也不包括其在上一会计年度或之前已出售或不再具有控制权的经营者的营业额。

参与集中的单个经营者之间或者参与集中的经营者和未参与集中的经营者之间有共同控制的其他经营者，参与集中的单个经营者的营业额应当包括被共同控制的经营者的营业额，且此营业额只计算一次。

如果参与集中的单个经营者之间有共同控制的其他经营者，则参与集中的所有经营者的合计营业额不应包括被共同控制的经营者与任何一个共同控制他的参与集中的经营者，或与后者有控制关系的经营者之间发生的营业额。

如果参与集中的经营者被两个或两个以上经营者共同控制，其营业额应包括所有控制方的营业额。

第七条 在一项经营者集中包括收购一个或多个经营者的一部分时，如果卖方在交易后对被出售部分不再拥有控制权时，则对于卖方而言，只计算集中涉及部分的营业额。

上述规定主要包括两种情形：一是在出售资产的情况下，卖方对被出售的资产不再拥有控制权，则只计算该资产所产生的营业额；二是在出售目标公司全部或部分股权的情况下，卖方在交易完成后对目标公司不再拥有控制权，则只计算该目标公司的营业额。

第八条 相同经营者之间在两年内多次实施的未达申报标准的经营者集中，应当视为一次集中交易，集中发生时间从最后一次交易算起，该经营者集中的营业额应当将多次交易合并计算。经营者通过与其有控制关系的其他经营者实施的上述行为，依照本条款处理。

第九条 在反垄断局决定立案审查前，经营者可就已申报或拟申报的经营者集中，向反垄断局申请商谈。反垄断局将根据商谈申请方提供的信息，就其关心的问题提供指导意见。

商谈不是经营者集中申报的必经程序，经营者自行决定是否申请商谈。

第十条 商谈申请应当以书面方式，通过传真、邮寄等方式提交反垄断局。商谈申请须包括如下内容：

- （一）交易概况、交易各方的基本信息等文件和资料；
- （二）拟商谈问题；
- （三）参与商谈人员的姓名、国籍、单位及职务；
- （四）建议的商谈时间；
- （五）联系人及其联系方式等。

第十一条 商谈涉及的交易应是真实和相对确定的，且拟商谈的问题应与拟申报或已申报集中直接有关。商谈的问题可以包括：

- （一）交易是否需要申报。包括相关交易是否属于经营者集中，是否达到申报标准等；

- (二) 需要提交的申报文件资料。包括申报文件资料的信息种类、形式、内容和详略程度等；
- (三) 具体法律和事实问题。包括如何界定相关商品市场和相关地域市场、是否符合《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定》等；
- (四) 就申报和审查程序提供指导。包括申报的时间、申报义务人、申报和审查的时限、简易案件申报程序、非简易案件申报程序、审查程序等；
- (五) 其他相关问题。例如交易是否存在未依法申报问题等。

第十二条 反垄断局收到商谈申请后，根据案件具体情况及拟商谈问题确定是否以及如何安排商谈。

对于商谈申请内容不完整的，反垄断局可以要求经营者提交补充资料。经营者应当在反垄断局规定的时间内补交。

第十三条 通过合并方式实施的经营者集中，由参与合并的各方经营者申报；其他方式的经营者集中，由取得控制权的经营者申报，其他经营者予以配合。

在同一案件中，有申报义务的经营者是两个或两个以上时，可以约定由其中一个经营者负责申报，也可以共同申报。约定一个经营者申报而没有申报的，其他有申报义务的经营者不因上述约定而减免其未依法申报法律责任。

申报义务人未进行集中申报的，其他参与集中的经营者可以提出申报。

第十四条 申报人应当在集中协议签署后，集中实施前向商务部申报。

以公开要约方式收购上市公司的，已公告的要约收购报告书可视同为已签署的集中协议。

第十五条 申报人应在能够提交符合《反垄断法》第 23 条规定的申报文件、资料后提出申报。

申报人将申报文件、资料经商务部行政事务服务中心提交反垄断局，行政服务中心向申报人出具《商务部行政事务服务中心申办事项受理单》。受理单仅表示已收到申报材料，并不表示反垄断局已立案审查。

第十六条 反垄断局应对申报人提交的文件、资料进行审核。

申报人提交的文件、资料不完备、不完整或不准确的，应当在反垄断局规定的时限内补充、修改、澄清和说明。

反垄断局审核后，认为申报文件、资料（包括补充的文件、资料）符合《反垄断法》第 23 条规定的，应当立案审查，并经由行政服务中心向申报人递送立案通知。

第十七条 申报人应当通过《经营者集中反垄断审查申报表》客户端申报软件，选择填报《经营者集中反垄断审查申报表》或《经营者集中简易案件反垄断审查申报表》编辑申报文件材料，该客户端申报软件可以在商务部反垄断局网站（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）下载。

第十八条 在申报后发生申报人知悉或应当知悉的重大变化，或发生应披露的新情况的，申报人应及时书面通知反垄断局。

对于申报后发生实质性变化的交易，申报人应将该交易作为一次新的集中重新申报。

第十九条 符合下列情形之一的，申报人可以书面申请撤回申报：

- （一）交易不属于经营者集中的；
- （二）集中未达到申报标准的；
- （三）集中符合本指导意见第二十五条规定的；
- （四）集中发生实质性变化，需要重新申报的；
- （五）集中各方放弃交易的。

对于符合上述情形的交易，反垄断局审核后应书面同意其撤回。

第二十条 申报的文件、资料应当包括如下内容：

- （一）申报书。申报书应当载明参与集中的经营者的名称、住所、经营范围、预定实施集中的日期。申报人身份证明或注册登记证明，境外申报人须提交当地有关机构出具的公证和认证文件。委托代理人申报的，应当提交经申报人签字的授权委托书；
- （二）集中对相关市场竞争状况影响的说明。包括：集中交易概况；集中的动机、目的和经济合理性分析；相关市场界定；参与集中的经营者在相关市场的市场份额及其对市场的控制力；主要竞争者及其市场份额；市场集中度；市场进入；行业发展现状；集中对市场竞争结构、行业发展、技术进步、国民经济发展、消费者以及其他经营者的影响等；
- （三）集中协议。包括：各种形式的集中协议文件，如协议书、合同以及相应的补充文件等；
- （四）参与集中的经营者经会计师事务所审计的上一会计年度财务会计报告；
- （五）反垄断局要求提交的其他文件资料。

第二十一条 除本指导意见第二十条要求提供的文件、资料外，申报人可以自愿提供有助于反垄断局对该集中进行审查和做出决定的其他文件、资料，如地方政府和主管部门等有关方面的意见，支持集中协议的各类报告，包括集中交易的可行性研究报告、尽职调查报告、行业发展研究报告、集中策划报告以及交易后前景发展预测报告等。

第二十二条 申报人提交纸质申报文件、资料的同时，应当提交内容相同的光盘电子文档。纸质申报文件、资料应合理编辑装订，以附件形式提供的文件材料，应提供附件目录，并以易于查找的方式标明每一个附件的名称及位置。电子文档应合理组织以方便查阅。

第二十三条 申报人应当提交中文撰写的文件、资料。文件、资料的原件是外文书写的，应当提交中文翻译件和外文原件。文件、资料为副本、复印件或传真件的，应当根据反垄断局的要求出示原件供验证。

相关外文文件、资料较长的，申报人可以提交中文摘要和外文原件。反垄断局可以根据工作需要要求申报人补充提交全部文件的中文翻译件。

对于申报文件、资料中的外国公司等外文专有名词，须提交中文译名。

第二十四条 申报人应当同时提交申报文件、资料的书面保密版本和公开版本，以及包括上述全部内容的电子光盘各一套。申报人应当对申报文件、资料中的商业秘密和其他需要保密的信息进行标注。

第二十五条 经营者集中有下列情形之一的，可以不向商务部申报：

- （一）参与集中的一个经营者拥有其他每个经营者百分之五十以上有表决权的股份或者资产的；
- （二）参与集中的每个经营者百分之五十以上有表决权的股份或者资产被同一个未参与集中的经营者拥有的。

第二十六条 简易案件申报参考《关于经营者集中简易案件申报的指导意见（试行）》。

第二十七条 申报人故意隐瞒重要情况，拒绝提供相关材料、信息，或者提供虚假材料、信息的，反垄断局可以不予立案，已立案的可以撤销相关立案决定，并根据《反垄断法》第 52 条规定追究相关经营者或个人的法律责任。

第二十八条 经营者可以自行商谈、申报，也可以依法委托其他人代理。

经营者委托其他人代理的，应出具授权委托书。

第二十九条 经营者集中未达申报标准，经营者自愿申报的，反垄断局收到申报文件、资料后经审核认为有必要立案的，应当按照《反垄断法》的规定进行立案审查并作出决定。

在前款所述申报和立案审查期间，参与集中的经营者可以自行决定是否暂停实施其交易，并承担相应的后果。

第三十条 反垄断局对在办理经营者集中商谈和申报工作中知悉的商业秘密和其他需要保密的信息承担保密义务。

（中国語原文）

商务部反垄断局 关于经营者集中简易案件申报的指导意见（试行）

为方便经营者申报，商务部反垄断局依据《中华人民共和国反垄断法》和商务部《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定》（以下简称《规定》）等规定，制定本指导意见（试行），供经营者在申报经营者集中简易案件时参考。

第一条 在正式申报前，经营者可以就拟申报的交易是否符合简易案件标准等问题向反垄断局申请商谈。商谈申请应以书面方式，通过传真、邮寄或专人递送等方式提交。

商谈不是经营者集中简易案件申报的必经程序，经营者自行决定是否申请商谈。

第二条 对于符合简易案件标准的经营者集中，申报人可以申请作为简易案件申报；申报人未申请的，应作为非简易案件申报。

第三条 申报的文件、资料包括如下内容：

- （一）申报书。申报书应当载明参与集中的经营者的名称、住所、经营范围、预定实施集中的日期。申报人身份证明或注册登记证明，境外申报人须提交当地有关机构出具的公证和认证文件。集中委托代理人申报的，应当提交经申报人签字的授权委托书。
- （二）集中对相关市场竞争状况影响的说明。包括：集中交易概况；相关市场界定；参与集中的经营者在相关市场的市场份额；主要竞争者及其市场份额；集中对相关市场竞争状况影响的效果评估及依据等。
- （三）集中协议。包括各种形式的集中协议文件，如协议书、合同以及相应的补充文件等。
- （四）参与集中的经营者经会计师事务所审计的上一会计年度财务会计报告。
- （五）反垄断局要求提交的其他文件资料。

第四条 申报人可以通过《经营者集中反垄断审查申报表》客户端申报软件，选择填报《经营者集中简易案件反垄断审查申报表》（见附件一）编辑申报文件材料，该客户端申报软件可在商务部反垄断局网站（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）下载。

第五条 申报人应通过商务部行政事务服务中心向反垄断局提交申报文件、资料。

行政事务服务中心收到申报文件、资料后，出具《经营者集中反垄断申报信息登记表》，但登记表不表明申报文件、资料符合《反垄断法》第 23 条规定的要求。

第六条 申报人应同时提交申报文件资料的公开版本和保密版本。申报人应对申报文件资料中的商业秘密进行标注。

第七条 经审核申报材料，符合简易案件标准的经营者集中，反垄断局按简易案件立案；不符合简易案件标准的经营者集中，申报人应按非简易案件重新申报。

申报人提交的文件、资料不齐全、不完整或不准确的，应在反垄断局规定的时限内补充、修改、澄清或说明。

第八条 申报人在申报时应填报《经营者集中简易案件公示表》（以下简称《公示表》，见附件二）。

简易案件立案后，反垄断局对申报人《公示表》在商务部反垄断局网站（<http://fldj.mofcom.gov.cn>）予以公示，公示期为 10 日。

第九条 在公示期内，任何单位和个人（第三方）均可对该案是否应被认定为简易案件向反垄断局提交书面意见。第三方认为公示案件不应被认定为简易案件的，应在公示期内向反垄断局提出异议，并提供相关证据和联系方法。

反垄断局应对第三方的意见和证据进行核实。对于没有提供联系方法，或提供虚假联系方法，致使无法核实意见和证据的，反垄断局不予采信。

反垄断局在审查时发现根据《规定》不应认定为简易案件的，应撤销简易案件认定，并要求申报人按非简易案件重新申报。

第十条 反垄断局在立案前拟退回简易案件申请，或立案后拟撤销简易案件认定时，应听取申报人的意见，并对其提出的事实、理由和证据进行核实。

第十一条 申报人隐瞒重要情况或者提供虚假材料、误导性信息的，反垄断局可以责令申报人按非简易案件重新申报，并依据《反垄断法》第 52 条规定追究相关经营者和个人的法律责任。

附件一：经营者集中简易案件反垄断审查申报表〔略〕

附件二：经营者集中简易案件公示表〔略〕